

山添村行政情報配信システム・アプリケーションソフト構築業務
優先交渉権者選定基準

1 評価方法について

- (1) 優先交渉権者は次に示す計算式により算定された「総合点」の最も高い者とする。
「総合点」は、110点満点とし、得点配分については、「技術点」を100点満点、「価格点」を10点満点とする。

$$\text{総合点 (110点満点)} = \text{技術点 (100点満点)} + \text{価格点 (10点満点)}$$

- (2) 提案内容の評価（「技術点」）

「技術点」とは、「評価ポイント」（別紙1）に基づいて、提案内容の評価するものであり、100点満点とする。ただし、提案を求める項目（任意提案項目を除く）について記述がない場合は、当該項目の評価は「0点」とする。

- (3) 見積額の評価（「価格点」）

「価格点」とは、見積額を次に示す計算式を用いて評価するものである。

$$\text{価格点} = 10 \times \{1 - (\text{見積額} \times 1.10) / \text{委託上限額}\}$$

- (4) 有効数字について

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、少数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

- (5) 「総合点」の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）は下記の対応とする。

ア 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を優先交渉権者とする。

イ 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

くじにより優先交渉権者を決定するものとする。なお、くじによる決定日は、後日、改めて通知する。

2 失格基準について

以下の場合には優先交渉権者としない。

ア 「項目技術点」に0点の項目がある場合（任意提案項目を除く）

イ 見積額が、対応する委託上限額に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えた場合

ウ 選定委員会で協議した結果失格と決定した場合